

伊佐市成年後見センター 便り

第3号 令和7年12月発行

任意後見制度 学習会を開催しました

11月11日（火）、川内公証役場の川野達哉公証人を講師にお招きし、任意後見制度や遺言書等についての学習会を開催しました。

当日は、54名の方に参加いただき、「元気なうちに「もしも」に備えられるように」と、自分の意思が反映できる任意後見制度や遺言書作成の方法等について学ぶことができました。

参加者からは、

「自分の信頼する人に判断力があるうちにと教えていただき、自分の意思を守るためにも必要だと感じました」

「自分にも必要な時が来ると思います」等の意見をいただきました。

参加いただいた皆さん、ありがとうございました！



学習会の様子

任意後見制度 とは？

「任意後見制度」は、ひとりで決められるうちに、認知症や障がいの場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結びます。

（厚労省ホームページ 成年後見はやわかり 参照）

任意後見制度の利用の流れ

- ① 判断力があるうちに、支援してくれる人と任意後見契約を締結する（公証役場で公正証書による。任意後見人へ支払う費用も決められる）
- ② 判断力が衰えた時、家庭裁判所に任意後見監督人選任申立てをする
- ③ 任意後見監督人選任後、任意後見人による契約内容に沿った支援開始（任意後見監督人への報酬は、家庭裁判所が決める）

大事な財産を大切な人に遺し、最も有意義に活用してもらうための「遺言書」も、公証役場で作成をすることができます。



～問い合わせ先～

住 所：伊佐市大口里 1888（伊佐市役所 大口庁舎 長寿介護課）

電 話：0995-23-2377（上ノ原、富吉）

*担当者不在のことがありますので、来所の際は事前にお電話ください。